

愛知地方最低賃金審議会 第 2 回検討小委員会 議事録

日 時 令和 6 年 7 月 30 日(火) 午後 1 時 30 分～午後 4 時 15 分

場 所 名古屋合同庁舎第 2 号館 3 階共用大会議室

出席者

(公 益 代 表 委 員) 長谷川委員、鈴木委員、中山委員、

(労 働 者 代 表 委 員) 安藤委員、寺田委員、松村委員

(使 用 者 代 表 委 員) 梶原委員、古閑委員、堀江委員

(事 務 局) 高橋労働基準部長、平井賃金課長、鈴木主任賃金指導官、
名倉課長補佐、佐藤賃金指導官、大口賃金指導官、佐藤監督官、
丹下賃金調査員

議 題 (1) 特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について
(2) その他

議 事

○佐藤賃金指導官

ただ今より令和 6 年度愛知地方最低賃金審議会第 2 回検討小委員会を開催したいと思えます。開催にあたり、事務局より御案内いたします。

本日の検討小委員会は公開となっております。

なお、報道機関による取材は今回申込みがありませんでしたので、冒頭の撮影はごさいません。

本日の資料につきまして御説明をしたいと思えます。

会議次第に合わせまして資料目次記載の No. 1 から No. 4 の資料と、労働者側委員より 1 部資料提出がありましたので、別途配付資料としてお配りしております。御確認いただきますようお願いいたします。よろしいでしょうか。

(全委員に確認)

○佐藤賃金指導官

それでは、これより議事進行を長谷川委員長にお願いしたいと思えます。よろしくお願ひします。

○長谷川委員長

皆さん、こんにちは。

ただ今より愛知地方最低賃金審議会第2回検討小委員会を始めます。事務局は委員の出欠状況を報告してください。

○佐藤賃金指導官

委員の出欠状況でございますが、公益代表委員3名全員が御出席、労働者代表委員3名全員が御出席、使用者代表委員3名全員が御出席となっております。委員定数9名全員が出席され、最低賃金審議会令第5条第2項に規定する定足数「全委員の3分の2以上又は各側委員の各3分の1以上の出席」を満たしておりますことを併せて御報告いたします。

○長谷川委員長

はい、ありがとうございます。

それでは、議題(1)「特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について」の審議に入ります。まず事務局から配付資料について説明して下さい。

○平井賃金課長

資料説明をさせていただきます。

まず、最初に資料目次がございまして、資料No.1、1ページです。「最低賃金引上状況等の推移(愛知)令和5年度版」です。2ページの資料No.2、「令和6年度特定最低賃金の改正決定に関する申出書の内容等一覧」です。これら2つは前回7月16日の第1回検討小委員会にて御説明いたしましたので、今回は説明を省かせていただきます。

3ページから資料No.3、「2024年度最低賃金の改正申出組合」。これは前回7月16日の第1回検討小委員会におきまして使用者側代表委員から要望のありました資料となります。改正決定の申出があった5業種について、改正を申し出た各労働組合の労働者数、委任状・決議書・協定の有無、協定された最低の賃金額が記載されています。なお、本資料については、各企業と各労働組合により協定された賃金額などの個別の情報となるため、情報公開の観点から、「労働組合名」の欄については、黒塗りとして組合名を伏せさせていただいておりますので御了承をお

願いたいと思います。なお、こちらの資料No.3は、6月21日に日本労働組合総連合会愛知県連合会から提出された申出書に添付されたものであり、労働協約で協定された最賃額については、同時に提出されました協定書などの写しと確認しており、事務局ではこれらの資料より、資料No.2の内容の一覧を作成しています。

続きまして9ページからの資料No.4です。「令和6年最低賃金に関する基礎調査について」です。9ページには「調査の概要」を記載しております。

10ページから、「総括表」となっています。7月26日の本審議会におきまして説明させていただいた同じ資料ですが、その時は暫定値でありましたが、本資料は7月21日付けの確定値版となります。

資料No.4(1)ですが、これは全産業についての集計です。「規模別、地域別、年齢別表」となっています。7月26日の本審配付資料から、わずかに調査の人数の変動がありますので、黄色で色付けしています愛知県最低賃金時間額1,027円に対する未満率0.9%、これは変動ありません。上昇する賃金額に応じた影響率、即ち1,027円以降の合計欄に記載されましたカッコ内の数字割合が若干変動しているところがあります。いずれにせよ本資料の数字が確定値となります。

16ページですが、資料No.4(2)です。こちらは「製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業」に関するものです。県最賃1,027円のところに赤い線を、17ページの上から中段あたりですが、特定最低賃金1,059円のところに、青いラインを入れております。

22ページからの資料No.4(3)は、「はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業」となります。

同じく28ページからの資料No.4(4)は、「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報機械通信器具製造業」となります。

34ページからの資料No.4(5)は、「輸送用機械器具製造業」です。これも県最賃1,027円のところに赤い線を、4段目と5段目の間、特定最低賃金1,028円のところにラインを入れています。

最後に、40ページからの資料No.4(6)は、「自動車(新車)小売業」となります。

資料の説明は以上です。

○長谷川委員長

はい、ありがとうございます。ただ今の事務局からの資料の説明につきまして、

何か御質問等はありませんでしょうか。

(特になし)

○長谷川委員長

よろしいですか。労使双方、特になしということで、ありがとうございます。

前回の検討小委員会では、改正決定の必要性の有無について諮問のあった 5 業種について、労働者側より参考人招致の申し出がなされておりました。

検討小委員会として、これを前回了承しておりますので、本日、意見を聴くことといたします。

本日の審議は、まず参考人より意見をお聴きし、その後、5 業種の改正決定の必要性の有無についての検討、審議に入りたいと思いますが、そういう順序でよろしいでしょうか。

(労使ともに承認)

○長谷川委員長

はい、労使双方、御了承をいただけたということで、そのような進捗でまいりたいと思います。

早速ですが、本日、労働者側代表委員の申し出により、参考人としてお二人を招致しております。まず、電機連合愛知地方協議会事務局長の加藤壽和さんからの意見陳述を行いたいと思います。事務局は、参考人の加藤さんを御案内ください。

(参考人①入場)

○長谷川委員長

本日は、本検討小委員会にお越しいただきましてありがとうございます。早速ですが、特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について、御意見をお伺いしたいので、よろしく願いいたします。

○加藤参考人

それでは、ただ今御紹介をいただきました、電機業種を代表いたしまして、電機

連合愛知地方協議会、加藤より発言をさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いたします。

皆様のお手元に資料がお配りされていると伺っておりますので、資料に沿いながら御説明させていただきたいと思っております。

資料 2 ページ目になりますけれども、1.特定（電気）最低賃金改定の必要性ということで、（1）電機産業は日本経済を支える重要な位置づけの産業である、ということで下の枠に説明がございます。電機産業は日本経済を底支えすることができる重要な産業でありまして、下のグラフを見ていただきますとおり、とりわけ愛知県は、従業者数のみならず出荷額等においても他県と比較して水準が高い状態です。その上で、地方経済の重要な役割を担っているといったところが確認いただけるかと思っております。

また、電機産業は大手企業から中小・零細企業まで裾野が広い産業構造になっているため、他産業に比べて賃金格差が大きい実態にあることも事実でございます。従って、電機産業の基幹的労働者の生活安定と事業の公正競争確保を図るうえで、地域別最低賃金より相対的に高い水準の確保が不可欠であるといったところがございます。

資料 3 ページ目に移っていただきまして、今後も発展が期待される付加価値の高い電機産業には、継続的発展を支える優秀な人材が必要であるということでございます。電機産業が、第 4 次産業革命と呼ばれる IoT やビッグデータ、ロボット、人工知能（AI）などの急速な発展を受けて、電機産業としてこれからの技術・社会状況の動向を見極めて、電機産業が持つ高品質なものづくり技術や情報産業技術などの強みを活かし、社会のデジタル化・脱炭素化の実現に貢献していくことが求められており、産業としてのさらなる発展も期待されているといったところがございます。さらには、産業構造の変化により、自動車産業における電気分野の重要性の高まりや人出不足が叫ばれる医療・介護など、今後、成長・発展が期待される分野をはじめ、経済成長への貢献と新たな雇用の創出に寄与することが期待されていることから、電機産業の魅力を高めて、優秀な人材の確保・定着を図る観点からも、特定最低賃金を産業にふさわしい水準に引き上げていくことが重要であると考えております。下段にグラフがありますけれども、左が産業別時間あたりの国内総生産（名目）の推移、右側が雇用者報酬額の推移を示させていただいております。下の枠にもございますけれども、電機産業は、労働時間あたりの付加価値で全産業と比べ約 55%、製造業と比べて約 40% 上回っているといった実状がご

ございます。それに比べて雇用者報酬額をみると、付加価値ほど全産業、製造業と比べ高くないといった状況がうかがえるといった状況です。

続きまして 4 ページ目、均等・均衡処遇実現のため、産業内格差改善が必要であるということでもあります。2024 年総合労働条件改善闘争において、電機連合各加盟組合は企業内のミニマム基準となる「企業内最低賃金」について金額改定要求を行いました。その結果 9,000 円引上げられたということと、月額 184,500 円の水準となりました。この水準の時間当たりの換算額につきましては、1,194 円程度となり、昨年、1,124 円に比べて大幅に引上げられたという実状がございます。下の枠には算定根拠ということで記載がございますので、こちらは読み取りいただきたいと思えます。一方、電機産業で働く未組織の 18 歳以上の労働者に適用される昨年の産業別最低賃金は都道府県でバラツキはあるものの、906 円から 1,113 円の水準にとどまっており、同じ産業で働く労働者の公正な賃金決定と均等・均衡処遇の実現に向け、電機連合加盟組合の最低賃金と産業別最低賃金との格差改善が求められているのも実状です。また、今年の春闘回答の特徴として、物価高騰が続く中、政労使が物価・賃金・経済の好循環の実現を目指した共通認識のもと、現在の方式で要求を始めてから最も高い水準のベースアップ回答（10,000 円）を実現しています。また、電機産業の初任給は他産別よりも低いことに労使共通に危機感を持ち、9,000 円の初任給改定を実現しました。電機連合加盟各社がこのような危機感のもと、人材確保にかじ取りを行っている状況を未組織の中小・零細企業にも波及させていくことが、労側委員の役目であるということに痛感しております。

続いて資料の 5 ページ目になります。愛知県における特定最低賃金の実態についてということで、他の都道府県と比較すると、愛知県内の電機産業で働く最低賃金は低いということで、その裏付けとしまして、昨年も愛知県における産業別最低賃金は必要性審議で「必要性あり」に至らなかったということで行われませんでした。しかし他県では多くの地域で引上げられた結果、同じ A ランクの地域の中で差が益々広がっているということです。こちらにつきましては、下段の一番左の表ですね、A ランク 6 県ありますけれども、愛知県は低い水準にとどまっているということです。特に千葉県や埼玉県は昨年 42 円の賃上げを実施した結果、共に 1,055 円であり、先ほど申しました愛知県との差は広がっており、関東圏への人材流出に繋がりがかねないということに危惧しております。愛知県内においても労使の取り組みにより、企業内最低賃金の水準は上がってきており、特定

最低賃金を産業にふさわしい水準に上げていくことが重要であると提言させていただきたいと思います。下段の右に記載のあるグラフですけれども、直近5年の企業内最低賃金の推移を表にまとめさせていただいておりますので、読み取りさせていただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

電機産業労働者を代表しまして私からの発言は以上とさせていただきます。ありがとうございました。

○長谷川委員長

ありがとうございました。ただ今の意見の陳述につきまして、何か労使双方、御質問はありますでしょうか。

(特になし)

○長谷川委員長

よろしいでしょうか。はい、どうもありがとうございました。参考人は、ここで退席されますので、事務局は御案内をしてください。

(参考人①退席)

○長谷川委員長

続きまして、本日お二人目の参考人から意見陳述をお伺いしたいと思います。お二人目の参考人は、トヨタカローラ名古屋労働組合執行委員長の渡邊努さんです。事務局は、渡邊さんを御案内ください。

(参考人②入場)

○長谷川委員長

本日は、本検討小委員会にお越しいただきましてありがとうございます。特定最低賃金の改正決定の必要性の有無につきまして、御意見をお伺いいたします。よろしくお願いいたします。

○渡邊参考人

それでは参考人ということで、自動車小売業を代表しまして、トヨタカローラ

名古屋労働組合の執行委員長を仰せつかっております渡邊と申します。よろしくお願いたします。意見を述べさせていただきます。

資料の7ページから載せてございます、産業を取り巻く今の状況といたしまして、①ですね、自動車技術等の普及状況ということですが、昨今HV車・電機自動車等の普及が進み、安全面での自動車技術が年々進化している状況でございます。また、②の資料といたしまして、自動車保有台数というところを見ると、愛知県は全国一位を維持しているというところではあります。

続きまして8ページの③ということで、自動車小売業の雇用状況というところですが、当然保有台数が多い愛知県では小売業で働く仲間も全国で1位の推移ということになっております。しかしながら、④自動車整備要員の現状ということですが、こちらの表にあるとおり、技術が進化しながら保有台数も増加する中、年々自動車整備士は減少傾向にあるということでありまして、求人倍率も高く推移しているというところではあります。また、入り口である専門学校への入学者も年々激減しているという状況です。

こういった状況下の中で、自動車整備士の不足についてということが問題視されているところではあります。①としまして自動車整備士の不足の主な理由といたしまして、若者の車離れ、また働く者の車への興味等、自動車業界全体の魅力の低下につながっているというところ。また、少子高齢化による担い手の不足。また、自動車整備士という労働環境に対する先入観が悪く、なかなか選ばれないという状況。重労働ではないか、業務負荷の増加、現場の負荷が大変多くなっています。また、仕事が難しそう、残業が多い、休日出勤が多い、なかなか休みがとれない、そういった状況の中で現場での整備士に対するOJTに費やす時間がかなり不足している、ひっ迫しているという状況です。また、賃金に関してもこの業務内容にとっても見合っているとは思えない、そういった状況がございます。

②といたしまして、そんな状況の中、自動車整備士の不足を解決するためにいろいろな取り組みを行っているわけですが、人材の募集、定着、育成を進めながら、女性整備士の働きやすい環境の整備ですとか、外国人整備士の受け入れ等、年々増えているそういった状況になります。ただその中でも、一定の改善はされてはおりますけれども、全職種の平均にはまだ到底追いついていないという、そういった人出不足の状況にあるということではあります。

最後のページになりますけれども、こういった自動車整備士が不足することで、販売店ディーラーの整備業界の維持がなかなかできなくなっている状況が今

後益々懸念されることです。想定される困りごとといたしまして、成り手不足による新卒採用者の質の低下、また、現整備士の離職者増などの負のスパイラルが益々進んでいくといった状況が懸念されております。また、業務負荷増大による昨今言われております、コンプライアンス低下も懸念されております。そういった中、保有車の車検、整備がなかなか受けられない、整備、修理に時間がかかっていくということで、マクロな目で見ますと、地方や山間部などで暮らす人への生活への影響が大きい、また、物流をはじめとした経済活動への影響が大きい、そういったことが懸念されております。こういった整備士業界の実状の中、今後整備不良の車両ですとか、不正改造等の増加、そういったことにも懸念されまして、今後益々交通事故の増加ですとか放置車両の増加等、自動車産業におきましていろいろ懸念されている状況の中、整備士の魅力向上につなげるためにも、特定最低賃金を設定していただき、公正な競争環境に早急にさせていただくということをお願い申し上げまして、私の意見とさせていただきます。ありがとうございました。

○長谷川委員長

ありがとうございました。ただ今の御意見につきまして、何か委員から御質問等はありませんでしょうか。

(特になし)

○長谷川委員長

よろしいでしょうか。はい、ありがとうございました。参考人は、ここで退席されますので、事務局は御案内ください。

(参考人②退席)

○長谷川委員長

参考人の意見陳述はここで終了をいたします。これからは、今いただきました参考人からの御意見も踏まえまして、労使双方から5業種の改正決定の必要性の有無についての御意見を改めてお伺いしたいと思っております。

まず、労働者代表委員より、意見の表明をお願いいたします。

○寺田委員

労働者側委員の寺田です。よろしくお願いいたします。

先ほど、参考人に説明をしていただきまして、電機業種、自動車小売、それぞれの業界の実状ですとか、現場の実状について御説明いただきました。この2業種においては、それぞれの産業の課題をしっかりと労使で解決するために取り組みを進めておりますけれども、最低賃金を引上げる取り組みもそのための一つだと考えておりますので、御理解いただければと思います。よろしくお願いいたします。

また、他の3業種も含めて、この愛知県において基幹産業であるということは、第1回の検討小委員会でも述べさせていただきました。その中でも、産業内での賃金格差を是正していくこと、産業の魅力を高めていくこと、人材の確保・定着につなげること、公正競争を確保して産業の健全な発展をめざすということ等、基本的な考え方を述べさせていただいているので、5業種の金額改正が必要ということで申し上げたいと思います。よろしくお願いいたします。以上です。

○長谷川委員長

はい、ありがとうございます。他の労働者代表委員、よろしいですか。

(特になし)

○長谷川委員長

それでは続きまして、使用者代表委員から意見の表明をお願いいたします。

○梶原委員

はい、私の方から。

今回出されております5業種、愛知県にはこの5業種以外にもサービス業、その他たくさんの業種があるわけで、また、昔からの産業構造も大きく変わっている中で、なぜこの5業種のみに対して特定最賃という形で金額を設定する必要があるのか、なぜこの業種なのかというようなことを今、御意見もいただいておりますので、そういった御意見を参考にしながら判断をしていきたいと考えております。以上です。

○長谷川委員長

はい、ありがとうございました。他の使用者代表委員、よろしいでしょうか。

(特になし)

○長谷川委員

双方から御意見をお伺いしました。5業種につきまして、さらに具体的に検討、それから議論を深めてまいりたいと思いますので、ここで一旦休会といたしまして、個別の打ち合わせを提案したいと思います。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(労使双方承認確認)

○長谷川委員長

労使双方から進め方、承認をいただきました。それでは、一旦休会といたします。

(休会)

○長谷川委員長

皆さま、お待たせいたしました。それでは、審議を再開いたします。

再開にあたりまして、労働者側代表委員である松村委員は、所用により早退されております。しかしながらこれによる定足数の影響はありませんので、そのことを事務局より報告を受けて確認をしております。

それでは、労使双方より改めて、5業種の改正決定の必要性の有無について御意見を伺います。それぞれ二者の打合せの内容を踏まえまして、労使双方の御意見をお聞きしたいと思います。

まず、労働者代表委員からお願いいたします。

○寺田委員

寺田です。よろしく申し上げます。打合せ、ありがとうございました。

私共、二者の打合せで会が始まる前に、使側の委員からもあったように、必要性についてということで、この5業種の必要性について話をさせていただきました。

まず、これまでもお伝えしたとおり、この5業種につきましては愛知県の中でも

しっかりと根付いている基幹産業でもあるということで、この5業種ですということと、その中の業種においてもしっかりと協定の申出として30から70ですけれども、ルールに基づいてというかその協約数を満たしているというところで申出させていただいているということでもあります。

あと、特に製造業につきましては、盛んに自動化だとかデジタル化を進めている中ではありますけれども、どうしても製造業を中心に人が介入しないといけないという職場もまだ残っているということでもありますので、人が重要になってくるというところもあるので、この5業種につきましては特賃の必要性を訴えさせていただいておりますということです。

先ほど、参考人招致をしたように電機産業におきましては、新たな分野での広がりもありますので、そういったところで優勢をしっかりと持つためにも必要であるということでもあります。

そういった基本的な基幹産業であること、人が介入していることがまだまだ残っているというところ、人が中心になっているというところでもありますので、必要であると考えさせていただいたと、必要性を申し上げさせていただいたということでもあります。それをお伝えさせていただきます。

我々としては、この5業種が必要ということで話をさせていただきましたが、今回結論が出るか出ないかはわかりませんが、使側の委員のみなさんにもこの必要性について、今の現状のお考えについてお伺いできればと思いますので、よろしくお願いたします。以上です。

○長谷川委員長

その他の労働者代表者委員の方で、補足、追加の御意見がありましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

(特になし)

○長谷川委員長

それでは、続きまして使用者代表委員、御意見をお願いいたします。

○梶原委員

我々の考えですけれども、今、労側の委員からお話いただいたこと、それから今日お二人の2

業種の方から必要性の内容についていろいろと御意見を頂戴しておりますので、それを踏まえて5業種、必要であるのかないのかということ判断してまいりたいと考えております。

先ほども申上げましたけれども、愛知県下にはこの5業種を含めて様々な産業、業界、業種があると、なぜこの業界であるのか、それから産業構造が変わっている中でなぜ電機産業だけなのかと、IT産業や他の業種もあるのではないかとということも含めてお考えをお聞きしておりますので、検討してまいりたいと考えております。

もう1点、今日でなくて次回でも結構ですけれども、事務局から提出されております資料の内容について確認をしたいと思っております。いただいております資料No.2をご覧くださいければと思います。ここに申出内容の一覧表という資料があるのですが、この中の数字について少し確認をしたいと思っています。上から5番目の輸送用機械のところですが、本年度の労働協約というところが28組合という数字が出されていますけれども、昨年を見ますと42組合ということで大幅に減っているということがありますので、この辺りの数字がどういふことでこうなったのかと明確に理由を理解できる答えを出してください。ではないと、我々も正確な判断ができませんということですので、これも必ずお願いしたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。以上です。

○長谷川委員長

まず、使用者の他の代表者委員の中で、補足、追加の御意見があればお願いいたします。よろしいでしょうか。

(特になし)

○長谷川委員長

今、使用者代表委員から御質問がありましたけれども、まず御質問の内容についてはよろしいでしょうか。

○寺田委員

質問は資料ですね。資料の件は次回、回答させていただきます。

○梶原委員

はい、次回で結構です。

○長谷川委員長

では、次回検討して回答をとということでよろしいでしょうか。

○梶原委員

はい、結構です。

○長谷川委員長

その他の労使、何か御意見ございますか。よろしいでしょうか。

(労使双方確認、特になし)

○長谷川委員長

今、労使双方から二者の打合せ中にお話をいただいたことをあらためて表明をいただきました。両方から御意見をいただいておりますけれども、使用者側委員で本日の参考人の意見も踏まえて検討するというところで、5業種について意見の一致には至っていないという状況です。これまでの審議結果は今お話ししていただいたとおりですので、双方の意見の隔たりは大きいという状況です。全会一致に至らなければ、改正決定の必要性有りとすることはできませんので、次回この検討小委員会、継続審議とさせていただきます。よろしいでしょうか。

(労使双方確認)

○長谷川委員長

はい、お願いいたします。

次回、労使双方の御協力を得ながら、できれば委員会報告のとりまとめに向けてさらに円滑な審議を行っていきたいと思っております。御協力の程よろしくお願い申し上げます。

続きまして、議題(2)その他です。各委員から何か議事にあげてほしいことはありますか。よろしいですか。

(特になし)

○長谷川委員長

無いようでしたら、事務局の方から何かありますでしょうか。

○鈴木主任賃金指導官

事務局から次回の開催について御連絡させていただきます。第3回検討小委員会に関しましては、8月1日(木)午後1時30分より会場は桜華会館本館2階梅の間にて開催を予定しておりますので、御参加の方よろしくお願いいたします。以上です。

○長谷川委員長

ありがとうございます。他に御意見等はありませんでしょうか。

特に御意見等がなければ、以上をもちまして本日の検討小委員会を閉会したいと思います。皆さま、本日は長時間ありがとうございました。お疲れさまでした。

○佐藤賃金指導官

以上をもちまして、第2回検討小委員会は終了いたしたいと思います。お疲れさまでした。

(令和6年7月30日)愛知地方最低賃金審議会第2回検討小委員会 議事録